

平成 27 年度長野県農地中間管理機構の活動方針

農地利用の効率化及び高度化を促進するため、「県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、地域での推進体制の一層の強化を図るとともに、関係機関・団体との連携による事業推進を図る。

1 市町村、円滑化団体等との連携強化

- ・地域における円滑な事業推進を図るため、市町村、円滑化団体、農業再生協議会等に業務を委託し事業を推進する
- ・業務委託先担当者、地域推進員等との連携強化を図るため、定期的に、公社支所・業務委託先担当者、地域推進員・地方事務所等との打合せ、情報交換を行い、事業の進捗状況・翌月の取組等を把握する

2 農地の掘り起し

- ・農地の出し手に対して、今後の農地管理をどうしていくのかを考えてもらうための啓発、PRを実施
- ・市町村・農業委員・JA等のOBなど、地域の中で信頼され、地域の農地情勢に精通した者を「事業推進協力員」として委嘱し、農地の掘り起し、事業周知等を行ってもらう
- ・戸別に農家の意向を把握し、ターゲットを絞った掘り起しを行うため、農地利用アンケート調査を実施（委託業務に追加）、すでに戸別の意向を把握している場合は、適時の掘り起しを働きかけ
- ・借受希望者のニーズを把握し、農地の所有者に対して農地の貸し出しを申し入れ
- ・規模縮小、リタイアなどの相談があった場合は、機構集積協力金の活用など農地中間管理事業を積極的に紹介するよう業務委託先に徹底する

3 積極的なマッチング

- ・借受希望者のニーズを捉えた農地集積
借受希望者のニーズに応えられるような農地を積極的に掘り起こしてマッチングする
- ・利用権設定終期を迎える農地の事業振替
既に借受希望者が円滑化事業、農地貸付事業等で借り受けている農地の利用権設定終期到来を機会に機構事業への振替を働きかける
- ・話し合いによる合意形成の推進
地域でまとまって機構に農地を貸付けることを検討している地域については、早期に合意形成が図られるよう計画的な話し合いを誘導する

4 基盤整備事業等との連携

- ・基盤整備事業、耕作条件改善事業を検討、計画している地域には、農地中間管理事業と連携した事業推進を誘導

5 事業の周知・PR

- ・市町村との意見交換の実施

 - 県農村振興課長・機構理事長をキャップに2班体制で市町村との意見交換を実施

- ・集落営農組織との意見交換の実施

 - 地方事務所・機構・市町村・農業委員会・JAによる、集落営農組織への制度周知と事業推進を図るため、集落営農組織代表者との意見交換を実施

- ・県内外の優良事例を収集し、農業者、市町村、JA等関係機関に提供することによる事業推進を図る

- ・農地相談会の開催及び市町村が実施する農地相談会への参加

- ・PRチラシの作成、新聞広告の掲載、ラジオCM等の実施

6 機構の職員体制の充実

- ・事業量の増加への対応や積極的な事業展開を図るため、必要な人員を確保する